

一宮監公表第3号

2025（令和7）年11月5日

一宮市監査委員 長谷川 伸 二  
一宮市監査委員 丹 羽 達  
一宮市監査委員 岡 本 将 嗣  
一宮市監査委員 高 木 宏 昌

補助金等交付団体に対する監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、補助金等交付団体に対する監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

# 補助金等交付団体に対する監査結果報告

地方自治法第199条第7項による財政援助団体等に対する監査として、補助金等交付団体に対する監査を一宮市監査委員監査基準に準拠して実施した。その概要及び結果は次のとおりである。

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象

#### (1) 対象補助金等

地域づくり協議会交付金（令和6年度交付額106,790,000円（総額））

#### (2) 補助金等交付団体

地域づくり協議会

※調査対象協議会（22協議会中7協議会）

神山連区地域づくり協議会（令和6年度交付額4,388,000円）、

大志連区地域づくり協議会（令和6年度交付額2,979,000円）、

浅井町地域づくり協議会（令和6年度交付額6,013,000円）、

大和町連区地域づくり協議会（令和6年度交付額8,790,000円）、

萩原町連区地域づくり協議会（令和6年度交付額5,767,000円）、

開明連区地域づくり協議会（令和6年度交付額3,540,000円）、

三条連区地域づくり協議会（令和6年度交付額4,104,000円）

#### (3) 所管課

総合政策部市民協働課

#### (4) 対象範囲

ア 補助金等交付団体の令和6年度事務執行状況のうち、市が交付している補助金等に係る出納その他の事務の執行状況

イ 前記団体に対する所管課の補助金等交付事務

## 2 監査の主な着眼点

### (1) 団体関係

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。

- るか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 補助金等の執行に関し、内部統制は有効に機能しているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ク 備品、現金、預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- ケ 団体の監事（監査担当者）は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

## （２）所管課関係

- ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金等交付要綱等は適正に整備されているか。
- ウ 財政的援助が既得権益化しているものはないか。また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。
- エ 補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- オ 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- カ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- キ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。また、補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体等についても同様の確認がなされているか。
- ク 精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。
- ケ 補助金等交付団体への指導監督（出納関係帳簿及び証拠書類の整備体制、備品の管理体制等）は適切に行われているか。
- コ 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- サ 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。

## 3 監査の主な実施内容

あらかじめ監査の対象となった補助金等交付団体及び所管課に提出を求めた所定の資料を基に、主に次の方法により監査を行った。

(1) 書類の審査

関係書類・諸帳簿等の提出を求め、閲覧、照合等を行った。

(2) 説明の聴取

補助金等交付団体、その事務を所管する部長等関係職員から説明を聴取した。

(3) 実地調査

必要な事項について実査等を行った。

4 監査の実施場所及び日程

	実施場所	日程
監査事務局による 事前調査	監査事務局	2025年8月12日 ～同年10月21日
監査事務局による 実地調査	神山連区地域づくり協議会 (神山公民館)	2025年8月28日
	大志連区地域づくり協議会 (大志公民館)、 萩原町連区地域づくり協議会 (萩原町出張所)	2025年9月2日
監査委員による 本監査	本庁舎903会議室	2025年10月29日

第2 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査した限りにおいて、補助金等交付団体の当該補助金等に係る出納その他の事務及び所管課の補助金等交付事務について、適正に処理されていることがおおむね認められた。一部で見受けられた留意事項については、次のとおりである。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

[留意事項]

○ 市民協働課（所管課）

(1) 地域づくり協議会交付金の不明瞭な算定について

地域づくり協議会（以下「協議会」という。）に対する、地域づくり協議会交付金（以下「協議会交付金」という。）の算定に係る事務について調査したところ、次のような箇所がみられた。

ア 協議会交付金は、従前 7 つの課（市民協働課、危機管理課、福祉総務課、高年福祉課、青少年課、収集業務課、生涯学習課）でそれぞれ交付していた補助金、交付金、委託料等を統合し、市民協働課が事業実施の統括的な責任を持ち交付することとなったものである。交付額については、市民協働課が所管する一宮市地域づくり協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第 6 条第 2 項で、上限額を毎年度算定するものとし、その金額は市長が別に定める旨が、設置要綱第 7 条第 1 項で、協議会交付金の額は、事業実施に必要な経費と第 6 条第 2 項の上限額とのいずれか高くない方の額とする旨が規定されている。

令和 6 年度の交付額については、調査対象とした 7 協議会すべてで上限額とされており、上限額の算定にあたっては、連区人口に応じて算定した協議会運営費に対する交付額と従前の 7 課が所管する要綱等を基に実施事業ごとに算定した金額から 3 %削減した額との合計額を上限額として、市民協働課にて決裁のうえで決定されていたが、従前の 7 課が所管する要綱等と算定条件が異なるものや、要綱等に金額の規定がないものがあり、算定の根拠が不明瞭な状態であった。

算定根拠に不明瞭な点があることで、交付額の適正性について市民への説明責任を果たすことができないおそれがあるため、算定根拠については協議会交付金の予算執行課であり事業実施の統括的な責任を持つ市民協働課が所管する要綱で明確に規定すべきである。

要綱に基づく事務手続の重要性を再認識し、協議会交付金の適正性と透明性を確保できるよう、交付額の算定根拠を整理し設置要綱上で明確にされたい。

イ 設置要綱第 6 条第 2 項で規定された協議会への協議会交付金の上限額の算定について、令和 6 年度の協議会交付金の内示の通知に係る決裁文書を調査したところ、予算成立前であるにもかかわらず、当初予算の市長査定が終了したことを理由に協議会交付金の上限額を決定した旨が記載されていた。また、予算成立後、協議会交付金の上限額について定めた決裁文書が作成されていなかった。

協議会交付金の上限額を定める際は、予算成立後に決裁を採られたい。

## （２）次年度繰越金の取扱い及び確認体制について

次年度繰越金の確認体制について調査したところ、次のような箇所がみられた。

ア 設置要綱第 10 条第 2 項で、協議会交付金に基づき実施している事業について、当該年度の協議会事業費に繰越金が生じたときには、次年度事業に充当することができる」と規定されており、調査対象とした 7 協議会すべてで令和 5 年度からの繰越金が生じていたが、一部の協議会において多額の繰越金が生じているにもかかわらず、設置要綱では繰越金に係る詳細な規定がないために令和 6 年度の協議会交付金は上限額が交付されていた。

協議会交付金は協議会が自主的な事業を行うために必要な経費に対して交付するものであるが、多額の繰越金が生じている協議会に対しても上限額の交付を続けることは、協議会交付金交付の必要性に疑念を抱かれかねない。

協議会交付金交付の適正性を担保し、説明責任を果たせるよう、多額の繰越金が生じている協議会の次年度繰越金の取扱いについて規定されたい。

イ 次年度繰越金について、決算額と通帳残高等とが一致しない事例が一部の協議会でみられた。

所管課の説明によると、審査時に次年度繰越金の決算額と通帳残高等との照合を行っておらず金額の相違を把握していなかったとのことであった。

今回検出された事案は、立替払いの精算漏れや決算書への転記誤りによるもので、決算額が通帳残高等よりも少なく計上されており不正な支出によるものではなかったが、協議会交付金の不正使用を防止するため、決算額と通帳残高等との照合を漏れなく行い、次年度繰越金の決算額が正確であるか確認する体制を構築されたい。

### (3) 食糧費の例外的な取扱いにおける規定の未整備について

地域づくり協議会会計処理等の統一ルール（以下「統一ルール」という。）によると、食糧費のうち交付金で経費として支出できるのは、1 回当たり 1 人 2,000 円（税込み）を限度とすると規定されているが、一部の協議会において、それを超えて支出されているものがあつた。

所管課の説明によると、該当の支出は当日の欠席によりキャンセルできなかった食事代で、市と協議会との協議のうえで協議会交付金から支出したとのことであったが、やむを得ない事情でキャンセルできない食糧費の負担に係る規定が事前に設けられておらず、協議会交付金から支出することについての協議記録も残されていなかった。

各協議会は統一ルールに基づき会計処理等を行っており、例外的な取扱いにより協議会間での用途の公平性が確保されないおそれがあるため、リスク

に応じて必要な事項は統一ルールに明記するなど、協議会交付金の適正な執行のため体制を強化されたい。

(4) 出納関係帳票等の確認体制について

出納関係帳票等の整備及び記帳状況について調査したところ、補助事業完了報告時に提出された決算書等と出納簿の金額が一致しない事例が一部の協議会でみられた。

所管課の説明によると、一部の事業について、審査時に決算書等と出納簿との照合を行っておらず、金額の相違を把握していなかったとのことであるが、協議会交付金を使用した事業については、設置要綱等に基づき目的に沿って公正かつ有効に協議会交付金が活用されているか厳正に審査し、指導する体制を整える必要がある。

協議会交付金を使用した事業については、その使途が適正であるか漏れなく確認する体制を構築されたい。

○ 市民協働課（所管課）及び地域づくり協議会

(1) 支出年度の誤りについて

協議会会則で会計年度は4月1日から翌年3月31日までと規定されているものの、令和6年度の補助対象経費に令和5年度分の支出が計上されていた事例が一部の協議会でみられた。

所管課においては、会則の規定に基づき適正な会計処理を行うよう協議会を指導するとともに、会計関係書類のチェック体制を強化されたい。協議会においては、会則の規定に基づき適正な会計処理に努められたい。

○ 地域づくり協議会

(1) 領収書等証拠書類の管理体制について

協議会における領収書等証拠書類の管理状況について調査したところ、領収書及び通帳を紛失した事例が一部の協議会でみられた。

領収書や通帳は、協議会交付金の使途が適正であることを証明するための証拠書類であり、紛失により協議会交付金の使途が説明できず会計処理における不正や誤りが生じるおそれがあるので、適切な管理に努められたい。

以上